

水戸家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

- 1 開催日時 平成30年11月13日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

荒井徹伊，上畠佳子，小川敏正，五來雄二，佐藤 環，佐野
欣一，長岡憲一，中山顕裕，橋本和雄，本吉弘行，森田冴子，
矢代美智子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 河野郁江，首席書記官 井手本明，
事務局長 橋爪正行，次席家庭裁判所調査官 上野はるみ，
次席書記官 小林圭一，事務局次長 市川陽一，総務課長 大
下幸満，訟廷管理官 平早稔正，主任書記官 荒川晃久，主
任書記官 布留川真紀

4 議事

- (1) 委員改選の報告
- (2) 新任委員挨拶（五來委員，森田委員）
- (3) 裁判所からの説明

成年後見事件の現状と家庭裁判所の取組について，主任書記官から
一般的な説明が行われた。

- (4) 裁判所からの説明に関する意見交換

別紙第1のとおり

- (5) 今回のテーマ（成年後見制度の現状と家庭裁判所の取組について）に
関する意見交換

別紙第2のとおり

(別紙第1)

《裁判所からの説明に関する意見交換の概要》

(■委員長，○委員，△裁判所側の説明者)

- ただいまの説明をお聴きいただいて、何か御質問等がございますか。
- 成年後見制度支援信託の関係ですが、先ほどの説明の中で、多数の預金を管理する場合には一定の基準があるとのことでしたが、具体的にどのような基準で運用されていますか。
- △ 現状では、1200万円程度以上の預金をお持ちの方について運用の要否を検討しております。
- これは全国的に共通になっているのか、あるいは地域ごとに多少違うのか、この点はいかがですか。
- △ 全国的な状況は当庁では把握していませんが、庁によって多少の額の差はあると聞いております。
- 他にいかがでしょうか。
- 成年後見の判断基準についてお伺いします。後見相当か否かについては精神鑑定や医師の診断書により判断をしているとのことですが、具体的にはどのように振り分けているのですか。また、診断書を作成する医師は専門医に限られるのですか。
- △ 精神鑑定をするかどうかの流れについては、まず書記官が形式的に書類をチェックし、その後に調査官において具体的な内容をチェックします。そして最終的には裁判官が鑑定を要するかどうかを判断することになりますが、例えば、意思の疎通ができるか否か、あるいは今日は何月何日であるかという見当識があるか否かといったところは、あらかじめ診断書の書式の中で医師においてチェックをしている項目がありますので、その内容を踏まえて判断している状況です。

■ 診断書を作成する医師は専門医に限られるのかという御質問もあつたと思いますが、その点はいかがですか。

△ 実際に提出される診断書の多くは、本人の主治医が書いたものですので、専門性に問題はないことが多いです。ただ、100パーセントそうではなく、精神科医や診療内科医以外の医師が書いた診断書が提出されることもあるので、その場合は裁判所で特に注意してチェックをしているという状況です。

■ 裁判所に提出される診断書というのは、一つの様式があつて、その中にチェックされるべき項目があらかじめ記載されているということでしょうか。

△ そのとおりです。裁判所では、当事者の方に手続を御案内する際、「この様式で医師に書いてもらってください。」とあらかじめ説明して専用の診断書をお渡ししております。

○ 後見、保佐、補助のどの類型になるかは医師の判断によってまちまちになるかと思いますが、それに対するフォローはどのようになっていますか。

△ まず、診断書本体の中身についてですが、上の方に病名や一般的な所見が記載されており、その下の方には、後見、保佐、補助のいずれに該当するのか、それともいずれにも該当しないのかをチェックする項目があります。

そして2枚目には診断書の付票があり、そこには意思の疎通ができるのか、見当識障害があるか等をテストした結果が記載されており、診断の客観性を担保しています。

■ 裁判所では、診断書の内容を検討した上で、専門医による鑑定をせずに後見等を開始できる案件か、あるいは鑑定した上で開始の有無を判断する案件かを見定める運用をしております。また、診断書の様式については、現行の項目だけでは不十分ではないかとの問題提起があり、現在様式自体

を全国的に見直している状況にあります。

○ 後見監督人についてお伺いします。後見監督人が付く例としては親族が後見人になった場合が多いと思いますが、中には専門職の後見人がいた場合も監督人が置かれるケースがあると聞きます。後見監督人を付けるか否かの判断はどのような基準で行われているのでしょうか。

△ 他庁では専門職の後見人が選任された場合でも監督人を付けるケースがあると聞いておりますが、当庁管内ではかなり少ないと思います。では、どのようなケースで監督人を付けるかということですが、例えば、後見制度支援信託の利用が、何らかの事情でできない事案のほか、裁判官が個別に後見監督人を選任する必要があると判断した事案があります。さらに、後見人が不正をしたが、他に後見人を引き受けてくれる人がいない事案で活用する場合があります。ただし、この場合、監督人を選任するよりも、財産管理については専門職後見人、身上監護は親族後見人と複数の後見人を選任し、役割分担させて不正を防止することが多いのが実情です。

○ 少し補足をしますと、大規模庁の場合、当庁に比べて財産の規模が非常に大きい場合があります、そのような場合に後見監督人を活用したり、後見制度支援信託の活用を含めて後見監督人を選任して検討してもらうことがあるものと思われます。将来的な課題としては、身上監護に重きを置いて親族後見人を選任し、財産管理面の指導を後見人に行ってもらうために後見監督人を選任するという事も考えられます。ただ、これはまだ構想段階であり、今後の課題になっていくと思われます。

■ 先ほどから「身上監護」、「財産管理」という言葉が出ていますが、これらの概念は理解しにくいところがあるかと思しますので、この点を説明していただけますか。

△ 身上監護は、実際の介護とは別でして、施設の契約や介護サービスの契約を締結すること、財産管理は、文字どおり本人の預貯金やその他有価証

券などの財産を管理することを指します。

■ 裁判官からの説明としてはどのような説明になりますか。

○ なかなか表現が難しいところがありますが、家庭裁判所への申立てのきっかけとなるのは、預金の引き落としの段階で能力に問題があるのでストップがかかる、いわゆる財産管理の問題が多いので、それ以外の日々の介護やヘルパーへの対応等、実際の本人の身の回りの事務をするのが身上監護という形になるのではないかと思います。

■ 裁判所の監督の範囲や後見人の権限からでは一面だけを見てしまうことになります。実は判断能力を失った人の生活面から見れば、どこで誰とどのような暮らしをしているのかというところから始まりますので、それに近い部分が後見における身上監護になると思います。ただ、それを全部後見人が行うのかというと、そうではなくて、先ほどの裁判所の説明の中で地域連携ネットワークの話がありましたが、実際の介護等を後見人以外の方がしている場合において、それに近いところの本質的な権限が後見人の身上監護に当たると評価できると思います。一方、意思能力が低下した人の財産をどのように守るかという点に近いところが財産管理と言われており、預金の引き落としや財産の保全の部分が後見人の財産管理の権限になると思います。このように後見人の権限としては身上監護と財産管理の両面があるということを御理解いただきたいと思います。他に御意見はありますか。

○ 市民後見人はどのような事案で活用されているのでしょうか。市民後見人は無報酬が原則と聞いており、無報酬でボランティアをやる人に財産管理等の多くの責任を持たせるのはどうかと思いましたので、差し支えのない範囲で結構ですので、どんな分野で活用されているのかを教えてください。

△ 当庁管内では、先ほどの説明の中で申し上げたとおり、龍ヶ崎支部でし

か実績がなく、活用はまだこれからという状況ですが、紛争性がなく、財産の額や種類もそれほど多くはない、比較的負担の少ない案件から活用していきたいと考えております。龍ヶ崎支部の案件は、御本人の親族がおらず、社会福祉協議会が後見人に選任されていた事案で、社協において御本人の支援をされていた方を市民後見人として選任し、交代していただいたものでした。現在は、社会福祉協議会が後見人としてではなく監督人として後見人をバックアップする枠組みで進めております。

市民後見人については、最初はこのような比較的負担の少ない案件で、かつ後見人になれる方も社会福祉協議会で支援員として実績を積まれた方からスタートしていくことになるかと思っております。また、今は龍ヶ崎支部だけですが、今後は本庁や他の支部においても少しずつ実績を作った上、更に活用の場を広げていくというイメージでおります。

- 今説明がありましたとおり、紛争性がなく、財産も少ない案件で、かつ親族がいない、あるいは親族はいるけれども遠方において支援が期待できない場合に市民後見人を選任することはあり得ると思えます。

市民後見人については、全国的にみると、確かに無報酬が圧倒的に多いのですが、庁によっては報酬を付与している場合もあるようです。いずれ当庁管内においても市民後見人の数が増えていけば、報酬についての原則をどのようにするのかを考えていく必要はあるとは思っております。

- 今後、高齢化社会を迎えるに当たり、親族の支援が得られない一人暮らしの高齢者や高齢者同士の夫婦という案件が増えていくと思われま。そのような案件に対し、全て専門職後見人を選任することは制度として持ちこたえることはできないので、市民後見人は大いに期待できると思えます。そして現在、市民後見人については、具体的にどのように預金を管理するかなどの制度設計上の問題が議論されている状況です。他にございますか。

- 家庭裁判所による不正防止についてお聞きします。例えば、預金の管理

については通帳の写しを提出させる、あるいは原本まで提出させて突き合わせる等の方法が考えられますが、私の勤務経験からすると、不正をする人は往々にして通帳等を改ざんする人が多いようです。そのようなことに対して家庭裁判所としてはどのように対応しているのでしょうか。

△ 当庁では、原則として原本の照合までは行っておらず、通帳の写しを提出させることで管理しております。また、チェックの方法については、年に1回の監督の際に、過去の通帳を比較して不正の有無を確認しております。

■ 他にはありますか。

○ いくつかお聞きします。まず、専門職後見人は通常、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会から選任されているかと思いますが、これは何によって決まっているのですか。次に、専門職後見人は本人が亡くなるまで後見人を続けるのでしょうか。また、専門職が間に入ると、今まで本人の面倒を見ていた従前の家族との関係に亀裂等が生じる可能性があるかと思いますが、その場合、後見人は従前の家族との間で財産関係、身上関係についてどのような配慮をしているのですか。さらに、任意後見監督人は、申立てによって監督人が選任されないと効力が発生しないのでしょうか。

■ では、裁判官から説明してください。

○ まず、専門職後見人が選任された場合、それが一生続くかということですが、専門職を選任する上での問題、例えば財産上の管理が難しい等の問題もありますので、現状では続いていく方が多いと思います。ただ、これも最近の傾向ですが、一定程度の課題、例えば、遺産分割が親族では手に負えないので専門職を選任したが、遺産分割の課題が解決したという場合には、親族の方に交代していただく事案もあります。こういった事案は今後増えていくのではないかと思います。

次に、家族の身上関係に対する配慮ですが、基本的な財産の処分権限は

後見人にありますが、後見人には申立人である家族と頻りに連絡を取っていただいております。例えば、葬式の香典にいくら出せばいいのかとの相談を受けたり、家族が扶養されていた事案では、本人の収入に関して家族とのやりとりをするなどします。そういう意味では、専門職が入ったからといって、従前の家族の身上関係が完全に切断されることにはならないと思います。

■ 任意後見についてはどうですか。

△ 任意後見の場合、任意後見契約は締結していますが、裁判所において申立てによって任意後見監督人が選任されない限りは任意後見契約の効力が発生しませんので、例えば、効力発生前に本人が後見状態にあるにも関わらず、契約の受任者が勝手に何かをやるということになれば、権限がないまま物事を進めていることとなります。

■ 任意後見監督人の選任前の状態では、裁判所は介入できませんので、そこに何かイレギュラーな事態が生じても裁判所は監督できないということです。

○ 専門職後見人の構成についてどうですか。

○ 法律上、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会から選任しなければならないという規定はありませんが、社会福祉士は身上監護や行政に関する手続に長けており、また、弁護士、司法書士については法律的な財産管理の知見があるため、各専門職の専門分野を活用いただくため、各会の方々に後見人をお願いしているところです。もちろん、案件によっては、それ以外の税理士や行政書士等にも依頼をすることがあるかとは思いますが。

○ そうしますと、水戸家裁では、専門職後見人については、今のところ弁護士会、司法書士会、社会福祉士会に所属する専門職から選任しているということでしょうか。

○ そうです。

■ 少し補足させていただきます。先ほど、親族が本人の面倒を見ているときに第三者が後見人に選任された場合、財産管理の関係はどうなるのかという御質問がありましたが、これはまさに本質的な問題です。実際制度を利用していないと分かりにくいところですが、例えば、弁護士の方が後見人に選任されたとしても、預金は後見人である弁護士でないと引き出せないのですが、後見人が本人の日々の買物等にずっと付き合うことは実際にはできないので、親族が本人の面倒を見ていて、生活費等まとまった金額が必要な場合には、後見人が親族に生活費等をお渡しをしている形が多いと思います。ですので、細かいことにいちいち後見人の了解を得ないとお金を引き出せないということではないと思います。

他方、専門職が後見人に選任され、裁判所が監督することによって、親族が自分のためでなく本人のために管理しているという意識がより強まるため、不正の予防につながるということはあると言えます。

以 上

(別紙第2)

《テーマに関する意見交換の概要》

(■委員長，○委員，△裁判所側の説明者)

- それでは、本日のテーマについて、御意見を頂きたいと存じます。
- 福祉施設の関係者の立場から申し上げたいと思います。独居世帯の方の所に疎遠だった遠い親戚が来るようになりました。本人の認知症がひどくなり、民生委員や社会福祉協議会の職員が成年後見制度の説明をしましたが、親戚の方は「全部本人から任されているので、そのような制度は必要ない。」と言い、全てを拒絶し、本人が施設に入居するようになると、本人の家と土地を売却してしまいました。今後、認知症の方がますます増えていくとこのような事案も増えていくのではないかと思います。そのようなことから、私は地域連携ネットワークで連携をしっかり行い、制度にスムーズに乗っていけるような仕組み作りが大切であると思っております。
- 一人暮らしをしていて判断能力が衰えていく方が次第に増えていくというのは社会的な問題状況であり、今、御紹介があった問題は他にもあるかと思います。この点は利用促進の中でどういう位置付けになるのでしょうか。
- 財産を食い潰されるケースが裁判所に申し立てられることは非常に多いです。申立人は親族が多いのですが、親族がいないケースですと申立てには至らず、闇の中にあるような案件も相当程度あるかもしれません。また、市町村長による申立ても相当程度ありますが、そういうケースの場合はそもそも財産がなく、支援員の方が訪問して問題が発覚するというケースが多いです。御指摘のとおり、今後の中核機関なり地域連携ネットワークが充実していくことにより、御紹介があったような事案も法定後見の活用につながっていくものと思います。

■ 成年後見制度の利用促進の中には、ニーズのある人の発見が項目の一つとして掲げられております。これは後見人の仕事というよりも、むしろそういう仕組みを作っていく中で、例えば、今でも福祉関係の方が発見された案件については、窓口である市町村が申立てに至るといった枠組みになっていると思いますが、それをもう少し広げていくという方向でおそらく話が進んでいくのだと思います。

聞くとところによると、親族ではなく、得体の知れない第三者が入り込んで御本人のお金を吸い上げていく事例も多々あるようです。そのような事案が申立てにつながり、スムーズに手続きに乗るような仕組み作りが制度促進の目的の一つであると思います。他にいかがでしょうか。

○ 銀行の立場から申し上げます。銀行では成年後見制度に関する事務手続きがいろいろと整理されており、当行が管理している個人預金口座のうち、後見人名義、保佐人名義ともに1,000件以上の口座がありますが、補助人名義の口座は20件も登録がありません。高齢で判断能力が低下している方の場合、窓口に来られない人もたくさんおり、その場合、親族の方は代理人としてかなり大きな手続き上の制限が発生します。成年後見制度を利用していただいた方がスムーズな取引ができますので、是非利用促進を進めていただきたいと思います。ただ、そうはいいまして、まだまだ成年後見制度自体の認知度が少ないと思います。御説明していただいた基本計画の3本柱の具体的な中身の促進はもちろん必要ですが、まずは認知度を高めることが大切であり、ここにもう少し力を入れた方がよいのではないかと思います。

■ 成年後見制度を知るきっかけが銀行の窓口というのは多いようです。申立ての理由にしても、銀行との取引のために成年後見人が必要であるとして申立てをされる方が最も多かったように思います。

委員の皆様には、この機会を通じて後見制度について御理解いただくこ

とは裁判所にとっても制度を広げていく上での第一歩として大事なことであると理解しておりますので、分からない点についてはどうぞ御自由に質問していただければと思います。

○ 民生委員等の会議の中で市民後見人の話は出ますが、具体的な活用には至っておりません。やはり養成という点で不十分ではないかと思っております。弁護士会や社会福祉協議会等で成年後見制度の講座が多く開かれ、参加される方もたくさんおりますが、一般の方にとってはまだ身近になっていないように感じます。また、調停委員の立場では、先ほどの福祉関係の委員がおっしゃったように、高齢者のところにうまく入り込んだ第三者が本人のお金を吸い上げていき、後で相続人らが驚くという遺産分割事例も経験しています。

■ 調停委員が遺産分割事件を担当されていると、本人にあったはずの財産が散逸しているということを親族が初めて気付くという場面に出くわすことがあります。それでは、弁護士の立場で成年後見制度を利用されている委員から御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 親族後見人に不正が疑われる事案ということで監督人に選任された経験があります。ただ、本人がすぐに亡くなってしまったので期間としては短かったです。それから、申立人の代理人の立場で、相談に来られた親族に主治医の診断書をお願いすることがあるのですが、定型の書式を使っても医師によって書き方にバラつきがあります。

質問ですが、診断書の書式に「保佐開始の場合には鑑定をお願いすることが多いと思います。」とありますが、保佐の場合、主治医の意見が保佐相当となっても鑑定をお願いするのでしょうか。また、後見相当となっても、担当裁判官が保佐と判断したときは鑑定をするのでしょうか。更に、鑑定人は診断書を書いた主治医がそのままなることが多いのでしょうか。

△ まず1点目の御質問ですが、確かに保佐の場合は鑑定をするケースが実際には多いです。後見で申立てをしたが、保佐の可能性がある場合も鑑定をすることが多いと思います。例えば診断書の表面には、判断能力の意見について後見で申立てをしているのに保佐相当にチェックが入っている場合等は、本人の状態が正直なところ分かりませんので、鑑定をするケースが多いのではないかという印象です。

次に、かなり多くのケースで、診断書を書いた主治医がそのまま鑑定人になっておりますが、主治医が引き受けることはできないというケースもあり、その場合は、裁判所の方で病院や医師を探して依頼している状況です。後見状態にある人を遠くの病院に連れていくことは困難ですので、できるだけ近くの病院を探しているところです。

- 委員が担当されていた事件は後見の申立てをしたが診断書の記載が保佐であるため、鑑定が必要になったというケースですか。
- もともと保佐で申立てをし、そのまま保佐になったため鑑定には至りませんでした。
- 一般的には、保佐であれば類型的なチェック項目だけでは客観的に判断しにくいいため、鑑定をする場合が多いのではないかと思います。最終的にはケースバイケースにはなろうかと思います。
- ありがとうございます。感想になるのですが、私が最近受けた相談の中で、兄弟間の争いで認知症気味の親の取り合いと申しますか、その親の面倒を一生懸命見ている方に対して、面倒を見ていない方が財産の使い込みを主張して争う事案がありました。本当に親族が財産を使い込んでいるのかはケースによるかと思いますが、不当利得返還請求や不法行為という形で訴訟になっているケースも多くあり、成年後見制度の利用が適切に活用されていれば、財産管理が明確になって訴訟が防げるのではないかと思います。

■ それでは、同じく弁護士をされている委員から、御意見があればお願いします。

○ 経験談になります。不正の疑いがあるというレベルではないのですが、親族の方が御自身と本人の財産を混在させている事案において、親族後見人の他に私が専門職後見人に選任されたことがありました。専門職後見人をしていて、ほとんどの方はお話をすればスムーズに通帳を渡していただけますが、その事例では専門職後見人に対して大変敵対的な親族の方がおりました。これは通帳の引継ぎはできず、直接銀行に行くしかないと覚悟をしつつ、担当の書記官に相談したところ、裁判所が間に入って親族後見人と専門職後見人が面談する機会を設けてくださいました。結果、書記官から丁寧に説明してもらい、親族後見人の納得を得て通帳の引継ぎを受けた経験があります。そのようなことから、私は裁判所と後見人との協力関係は非常に大切であると思っております。

■ 特に親族後見人についてですが、当初、裁判所が介入するということで前向きな気持ちで申立てをしますが、いざ裁判所による監督が始まると、こんなはずではなかったと思う方がたくさんおります。

かつては、裁判所も監督を厳しくしていたので、かなり細かい費用の支出についても制限をした経緯があり、それがかなり後見制度の使いにくさとしてマイナス的なイメージを与えている面がありました。そのようなことで不正の防止と後見人の活動のしやすさの両方というのは、なかなか難しい問題があります。あまり頻繁に通帳の写しを裁判所に提出していただきとお願いをすると、それだけで本人の世話をされている後見人にとっては負担が増えます。不正が例外的であることを考えれば、いかに後見人の負担を軽くしながら不正を予防していくのかを裁判所で検討することが必要であると思えます。他に御意見はありますか。

○ 検事の立場では、事件捜査をする中で、例えば認知症の方を抱えた方が

介護を苦にして殺人を犯すとか無理心中を図るという事案に触れることがあります。あるいは成年後見人が業務上横領をしたとして裁判所から告発されて捜査をしたこともあります。

様々な事件を捜査する中でやはり思うのは、一人暮らしあるいは夫婦二人暮らしで介護をしなければならない家庭というのは、格段に多くなっているということです。そして、その中で色々な問題を起こして警察沙汰になるというケースも増えております。最近では被疑者や受刑者の年齢が高齢化しているのではないかと思います。そうした中で、地域連携ネットワークの試み、制度作りは大変良いことであると思います。特に成年後見となると認知症が一番メインになりますが、親族後見人は周囲の協力がいないまま本人の介護をしつつ、財産管理もしないといけないので、負担はかなり大きいといえます。先ほどの裁判所の説明の中で「相談機能」や「後見人支援機能」という話がありましたが、やはり地域の方々が関心を持っていると高齢者の面倒を見ることは、介護をする方にとってとても良いことであり、心理的負担もかなり減るのではないかと思います。

ところで、私どもの仕事は、例えば犯罪が起きたら過去に遡って事案を解明していくものですが、家庭裁判所の後見の仕事は、これから先どうあるべきかという将来的な仕事になります。まさに地域の方々のお知恵を拝借しながら仕事をしていく、発展的で、今後の高齢化社会を迎えるためにも非常に重要なものであると思います。先ほどの弁護士の委員からもありましたが、やはり家庭裁判所がこれまでの知識やノウハウを持っておりまので、裁判所が後見人をバックアップし、後見人が制度をうまく利用できればいいなと思っております。

- 先ほどの裁判所からの説明にもありましたが、高齢者あるいは認知症患者の人数はうなぎのぼりに増加しております。一方、地域では成年後見制度自体は承知しているものの利用するつもりはないという方が結構多い

といえます。このような状況の中、後見人の不正に関しては、家庭裁判所だけでなく第三者機関によるチェックというものがあるかと思いますが、その点はどのようになっていますか。

■ 成年後見制度利用促進の中で、不正防止を裁判所外でもやっていく発想はどういうところから出ているかという提言ですが、いかがですか。

△ 促進法の基本計画の中では、中核機関が、現在の後見人に対し、後見事務を続け難い事情があると判断した場合、それに基づいた後見人の交代ということはあり得ると思います。具体的には、中核機関による検討・判断を受けて、当該後見人から辞任の申立てがあれば、裁判所は辞任を許可するかどうかを審理し、あるいは裁判所が監督の段階で不正を発見した場合は辞めさせるかどうかを審理します。その他、計画上では中核機関が後見人と本人とのマッチング、後見事務遂行能力等を検討した上で、その情報を関係機関に提供していくという枠組みも想定されております。

■ 検察官の委員からも発言がありましたが、現在のところ様々な人がネットワークで周りから見守っていくという仕組みが考えられております。そして、そこでの情報がどこにいくのかといいますと、中核機関に集まりやすいということで、中核機関が裁判所に情報提供をすることによって早期の対応ができるという仕組みになっております。周りで見守るとそれだけ不正の予防にもなりますし、後見人が最初から悪い人であれば仕方がないのですが、一概に不正といたしましても、お金の管理が適切にできないことから発生する不正というのもありますので、そういう事案に対してよりきめ細かく指導援助をしていけば、その種の不正は防ぐことができるといえます。裁判所の敷居は高くても中核機関が側にいることにより、不慣れから始まる不正を予防できるという効果はあると思います。そういう意味では、地域連携ネットワークの仕組みは不正防止にも非常に役立つといえます。

○ 教育関係という立場から感想を申し上げますと、裁判所の説明の際に示された地域連携の図は、裁判所だけでなく他の省庁の会議の間でも目にすることがあります。そういうことから、最近「連携」というのが重要な用語になっているとひしひしと感じます。その中で、私は中核機関をどのように運用していくのかという点に興味があります。中核機関は市町村が整備・設置することになるかと思いますが、市町村の場合、ただでさえ各部署に人員を割いていますので、新たに中核機関を設置することになると、人員や予算をどう配置・配分するのかという点が気になります。

私はある学会の事務局長をしておりますが、事務局の担当部では膨大な書類を差配しなければなりません。そういう意味で中核機関の事務負担というものはかなり増えていくということが予測できます。そこで、そのような中で、家庭裁判所として中核機関に期待することがあれば、お聞かせください。

△ 確かに御指摘のとおりです。中核機関の事務量が膨大になり、地域によっては全く人員やお金もない所が生ずるということは承知しております。このような状況の中、小さな市町村についてはやはり広域で連携するほかはありません。そうしますと、複数の市町村が一緒になって一つの中核機関を立てて、そこが事務局となって対応することが考えられております。ただ、それが実際上は、市町村の職員が出向という形でいくのか、完全にNPOに委託するのかという点については、今後の検討事項になるかと思っています。

次に、中核機関の事務処理を裁判所がどのようにサポートをするのかという点についてですが、裁判所の方で、実際に後見人から受けた相談に対しどのように対応したかという情報を蓄積し、将来中核機関が同じような相談を受けるような事項については、裁判所があらかじめ積極的に中核機関に情報提供をするという準備はしているところです。

そして、中核機関に期待することですが、今まで裁判所が対応していたところで裁判所が得意としないような分野について、中核機関に御対応いただければと考えております。

- 茨城県内で単独で中核機関を設置できる市町村というのは、むしろ少なく、ほとんどの市町村が広域で連携し、かつ、方法も社会福祉協議会やNPOに委託をする等、いろいろなパターンが考えられます。

私は先日裁判所の中央研修に参加しましたが、その中で、別の県の取組が紹介されました。それはNPO団体がいくつかの自治体から委託を受けていたケースで、例えば、年に1度の後見監督の際に提出する書類の書き方を手伝ってもらったり、あるいは後見人候補者の推薦等を行っていただいているとのことでした。やはりそういう分野に関しては、より本人に近い方からの情報が重要であると思います。先ほどマッチングという話が出ましたが、適切な後見人の推薦と、監督の際の助言、それから法的な問題ではない問題、例えば、御本人の福祉用具を購入する際、買うよりもレンタルで借りた方が補助金が出る等の話は裁判所には分からないところですので、そういった点について適切な助言をしていただけると、裁判所としても非常に有り難いと思っております。

- 裁判所も得意、不得意なところがありますので、それぞれの得意なところをうまく使い合っていけば、制度がより良い方向にいくのではないかと思います。また、利用促進については5か年計画で予算配分もありますので、ある程度は実現できるのではないかと思います。

さて、残念ながらお時間が迫ってまいりました。貴重な御意見、有益な御提言を頂きありがとうございます。今回の議事内容については、家庭裁判所でも成年後見制度の改善に向けて参考にさせていただきたいと思っております。それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

以 上